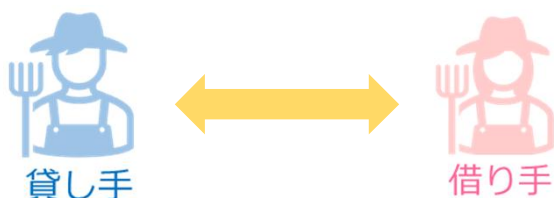


農業者の皆様へ

農地の貸し借りは、令和7年4月から、
原則として農地バンク経由になります！

〔 現 行 〕

市町村計画（※1）による
相対の農地の貸借



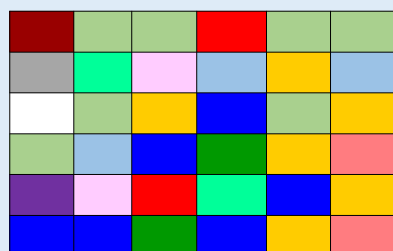
〔 令和7年4月以降
又は
地域計画が策定された地域 〕

目標地図（※2）の実現に向けた
農地バンクによる農地の貸借

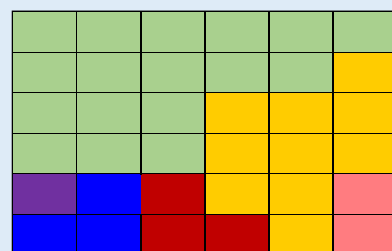


- ※1 市町村が作成する農用地利用集積計画
（同計画による貸借は令和7年3月までは経過措置期間として活用可能）
※2 目標地図：市町村の作成する地域計画の中で、農地一筆ごとに、
誰が耕作するのかを示した地図。随時更新が可能。

それぞれの農地が
バラバラに混在...



農業者ごとにまとめて
使いやすく！



これまで市町村が作成した農用地利用集積計画から
農地バンクを経由した農用地利用集積等促進計画に一本化

※農地法に基づいて農業委員会の許可を受けて権利設定を行うことは可能です。

農地の貸し借りは
農地バンクへ

農林水産省

農地バンク活用には 各種メリットがあります！



貸し手のメリット

- 賃料は農地バンクから確実に振り込まれる
- 貸した農地は、貸付期間終了後、返却されるので安心
- 農地バンクに貸し付けた農地について、税制優遇が受けられる

借り手のメリット

- まとまった農地を長期間、安定的に借受できる
- 複数所有者から農地を借りる場合であっても、賃料支払や契約事務について、農地バンクが契約を一本にまとめてくれる
- 貸し手の相続時の対応は、農地バンクが行ってくれる

地域のメリット

- 機構集積協力金が交付される（使い道は地域で自由に決定）
- 農家負担ゼロの条件整備が受けられる

☆メリットについては各種要件を満たす必要があります。
☆農地バンク制度の詳細は、農林水産省HPをご利用ください！

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/nouchibank.html>

農地バンク/農地中間管理機構

検索



ご相談はお近くの**農地バンク・市町村・農業委員会**まで！



相談



連絡

農地バンク
市町村
農業委員会

〈権利設定のイメージ〉



借受

賃料

貸し手



転貸

賃料



借り手

農地バンク

お問い合わせ先

愛知県農地中間管理機構
東海市役所農務課
東海市農業委員会事務局

Tel: 052-951-3288
Tel: 052-613-7673、0562-38-6297
Tel: 052-613-7848、0562-38-6435

農林水産省